

### 林業事業体との意見交換会（造林・生産）

#### 造林・素材生産事業の総合評価落札方式に係る見直し

4月1日以降からの公告について、下記の通り変更します。

##### 1 一括発注等の受注実績について

近畿中国森林管理局管内では、今後主伐箇所が増える状況にあり、その再造林を行うに当たり、いかに低コストで再造林が出来るかに苦慮している状況にあります。

そこで、造林と生産の一括発注を行い、伐採から新植までのトータルの作業効率を上げる試みが行われています。

現在の取り組みの1つとして、技術課題の1つを「植え付け作業を効率的に行うための皆伐作業の工夫」とし、低コスト造林をめざし進めているところであります。

また、民間競争入札（生産事業の複数年に係る契約）についてもこれまで数カ所で実行しており、搬出材の安定的供給等をめざし、現在も実行中です。

平成27年度からは、このような複合する事業や長期の事業を受注し、事業実行上、良い成果が上がる仕事をした事業者について、評価することとしました。

一括発注あるいは民間競争入札（生産事業の複数年の契約）の実績について事業成績評定通知書を提出頂き、その評定点により評価します。

（提出資料 一括発注あるいは民間競争入札の事業成績評定通知書）

一括発注（造林、生産）事業への入札参加資格は、平成27年から、全省庁統一資格の「役務の提供」と「物品の製造」の両方が必要となります。（共同事業者での入札参加においても、参加事業者全て両方の入札参加資格が必要です。）

##### 2 配置予定技能者等の研修等の受講状況について

これまでは、造林、生産を共通して、「低コスト作業路企画者研修」「低コスト作業路技術者養成研修」「森林作業道作設オペレータ研修」の受講者の有無について評価していました。

平成27年度からは、生産事業は、上記の研修以外に地方自治体、大学等による低コスト作業システム等の受講者についても評価することとしました。

また、造林事業については、国、地方自治体、大学等による低コスト造林等の検討会や勉強会への参加者の有無や参加人数について評価することとしました。

（提出資料 生産事業 低コスト作業路研修の修了証書あるいは受講証明書（個人名が分かるもの））

（提出書類 造林事業 低コスト造林等の検討会への参加資料の写しあるいは主催者の参加証明書（個人名が分かるもの））

##### 3 防災活動に関する表彰の実績

防災活動に関する表彰の実績については、廃止することとし、ボランティア活動の実績の中で、防災、災害及び森林関係のボランティアの実績を評価します。

#### 4 ボランティア活動の実績の有無

これまでの森林関係のボランティアに加え、防災、災害へのボランティア活動を評価します。

(提出書類 ボランティア活動の実績として、事業体として国、地方自治体等からの証明書等、ボランティアを実施したことが分かる資料(新聞記事等も有効(事業体名が分かるものであり、個人的に参加したものは該当しません。))

#### 5 競争参加資格確認申請書申請様式の変更について

技術提案書の様式9-2の一部を変更します。

平成26年度にも一部変更しましたが、未だ古い様式で提出される事業体があります。

入札公告に申請書類の様式を掲載していますので、必ず、入札公告時点の申請様式を使用してください。また、必ず提出書類にページをつけておいてください。

競争参加資格確認申請書等は、提出された書類を審査します。

書類に添付されていない書類があっても申請がなかったとして審査しますが、提出された書類にページがある場合、例えば4/15の次が6/15となっている場合は落丁していることがわかりますので、こちらから提出を求めます。

年度末における入札ですが、基本的には平成27年度事業であっても平成26年度に入札公告するものは、24年度25年度の実績を求めます。

平成27年4月1日以降の公告については25年度26年度の実績を求めます。

入札公告を熟覧の上、作成願います。

#### 6 競争参加資格確認申請書作成チェックシートの活用について

入札公告に入札説明書、閲覧図書、申請書様式、申請書チェックシートを載せていますが、申請書チェックシートを活用し、申請書の書類漏れや作成ミスをなくすようお願いします。

また、書類の作成方法が分からない場合は、申請書チェックリスト(ホームページへ掲載しています。)に詳しく書いていますので、参考にしてください。

入札公告等への質問については、文書により質問してください。

その場合、回答は、文書で回答するとともに、ホームページへ掲載します。

このチェックシートは、平成26年度版ですので、平成27年度からは少し内容を変更します。

入札公告から最新版をダウンロードして使用してください。

#### 7 競争参加資格確認申請書と技術提案書について

競争参加資格確認申請書と技術提案書は、別々の書類です。

競争参加資格確認申請書は署において審査し、技術提案書は局において審査します。

したがって、技術提案書は局にあり署にはありませんので、競争参加資格確認申請書と技術提案書の間での資料の省略は出来ません。

平成26年度から、提出する書類を削減するために次の8、9のような取り組みを行っていますが、まだたくさんの資料を添付される事業者が多い状況ですので、削減にご協力ください。

## 8 競争参加資格確認申請書の添付書類について

### 競争参加資格確認申請書

- ① 同種工事の実績の確認資料については、事業成績評定通知書（65点以上のもの）があれば、契約書の写しは省略できます。
- ② 配置予定現場代理人の3年以上の実務経験の確認資料についても、事業成績評定通知書（65点以上）で確認出来れば、契約書の写しは省略できます。
- ③ 過去2年間の事業成績については、2年間の全ての事業成績評定通知書を添付してください。

①同種工事の実績、②配置予定現場代理人の資格・経験、③過去2年間の事業成績のそれぞれに添付する確認資料が、同じ事業であればその事業に係る資料の添付は1部を添付すればよく、事業成績評定通知書があれば、その契約書の写しは省略できます。

また、競争参加資格確認申請書は提出して頂いた書類を審査しますので、例えば、配置予定技術者の実績が3年以上あると書かれていても、それを証明する資料がなければ、入札参加資格なしとなります。

提出前の申請書チェックシートにより、再度チェックしてから提出をお願いします。

## 9 技術提案書の添付書類について

### 技術提案書

① 同種工事の実績、② 配置予定現場代理人の資格・経験、③ 過去2年間の事業成績のそれぞれに添付する確認資料が、同じ事業であればその事業に係る資料の添付は1部を添付すればよく、事業成績評定通知書があれば、その契約書の写しは省略できます。

また、技術提案書は提出して頂いた書類を審査しますので、例えば、配置予定技術者の実績が3年以上あることと書かれていても、それを証明する資料がなければ、資料なしとして評価されません。

提出前の申請書チェックシートにより、再度チェックしてから提出をお願いします。

## 10 安全管理の工夫、提案

安全管理の工夫、提案については、一般的に行われているミーティングや現場代理人の安全指導などは該当しません。

事業者が独自に実施している、具体的に実施内容が確認出来る安全対策を記入してください。

## 11 技術提案書の事業の工程表

技術提案書の事業の工程表については、閲覧図書の事業内訳書の作業種（造林事業における可分作業内訳書の場合は作業種で可）により作成してください。

作業種によっては実行期間が限定される作業種もあります。

また、複数の作業を一連の作業として実行するものもあります。

技術的所見については、必ず記入して下さい。

この表を提出されなければ、入札参加資格なしとなります。

## 12 技術課題

技術課題については、具体的なもので、効果を実証できるような提案が必要です。履行確認が出来る提案を評価し、採用します。

## 13 郵便で郵送する場合

郵便で郵送する場合、一般書留郵便又は簡易書留郵便に限定しています。

普通郵便や電送によるものは、届いても受け付けません。

入札書については持参も認めません。

## 14 入札書等について

入札書と同時に提出する事業費内訳書については、閲覧図書の事業内訳書の作業種（造林事業における可分作業内訳書の場合は作業種で可）により作成するとともに、その合計額は入札書に記入する金額に合わせるようにしてください。

また、入札書は、一度郵便で投函されたものは、取り消しや差し替えは出来ません。

入札書を無効にするには、入札を辞退するしかなく、辞退届を書面で提出してください。

## 15 現場代理人の常駐の考え方

現場代理人は、契約約款において、その事業現地の運営や取り締まりを行うため、現場に常駐する義務があります。基本的には、現地で作業をしている場合は現地に常駐している必要があります。しかし、緊急時や急病など、やむを得ない場合は原則に拘束されないことは当然で有り、また、仕事の打ち合わせや年休等についても同様であるので、やむを得ない理由がある場合には、常駐できない旨を監督職員に連絡するようお願いします。

監督員と現場代理人が、常に連絡を取るようお願いします。

また、頻繁に常駐違反が繰り返され、注意しても改善されない場合は、署長から、請負者に措置請求を発出することとなります。